

第71回 定時株主総会 招集ご通知

SINKO

証券コード 6458

開催日時

2020年6月26日(金曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所

大阪市北区南森町一丁目4番5号
当社5階会議室

議決権行使期限

2020年6月25日(木曜日)午後5時

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただきます。

感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

目次

第71回定時株主総会招集ご通知	1
【添付書類】	
事業報告	5
連結計算書類	21
計算書類	24
監査報告書	28
株主総会参考書類	34
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)9名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	

証券コード 6458
2020年6月10日

株 主 各 位

大阪市北区南森町一丁目4番5号
新 晃 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 武 田 昇 三

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を使用することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時	2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）												
2. 開催場所	大阪市北区南森町一丁目4番5号 当社 5階 会議室												
3. 目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第71期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</td></tr><tr><td></td><td>2. 第71期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）計算書類の内容報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金の処分の件</td></tr><tr><td></td><td>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第71期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件		2. 第71期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）計算書類の内容報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件		第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件		第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件		第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
報告事項	1. 第71期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件												
	2. 第71期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）計算書類の内容報告の件												
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件												
	第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件												
	第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件												
	第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件												

以 上

◎当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止の対応について

＜株主様へのお願い＞

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

＜当社の対応＞

- ・ 本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・ 当日は入場前に検温をさせていただき、発熱があると認められる方はご入場をお断りする場合がございます。
- ・ 会場内では、マスクの着用やアルコール消毒液のご使用などのご協力をお願いいたします。
- ・ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・ 株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（www.sinko.co.jp）に掲載いたしますので、ご確認ください。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付にご提出ください。
また、資源節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご入力いただき、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
詳細は、次頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時入力完了分まで

インターネットによる開示について

◇次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

◇事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.sinko.co.jp/ir/stock/shareholders/>

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

<電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について>

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日） 午後5時入力完了分まで



QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで
「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に



【アクセス手順】

- ①お手持ちのスマートフォンかタブレット端末にて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
- ②ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⚠ 上記方法での議決権行使は1回に限りです。
2回目以降のログインの際は…
下記に記載の案内に従ってログインしてください。

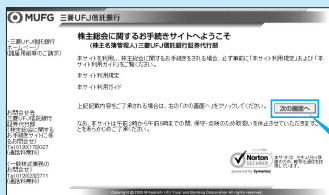


ログインID・仮パスワードを入力する方法

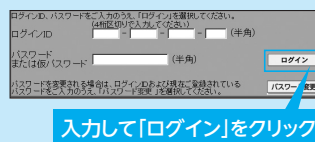
パソコン、携帯電話、2回目以降のスマートフォンの場合

【アクセス手順】

①WEBサイトへアクセス

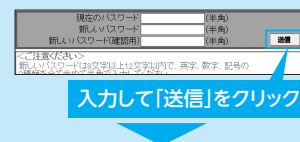


②「ログインID」と
「仮パスワード」を入力



「次の画面へ」をクリック

③新しいパスワードの入力



入力して「送信」をクリック

④以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、高い水準で推移する企業収益を背景に、景気は緩やかな回復を続けておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、東京オリンピック・パラリンピックの延期、緊急事態宣言の発令などで大幅に下押しされており、景気は厳しい状況となりました。当業界におきましては、空調機器の納入先となる建築現場の閉所など一部で影響を受けたものの、当期としては東京オリンピックに伴う再開発や都市圏の大型案件などの需要に支えられ、良好な事業環境で推移いたしました。

こうした情勢のもと、当社グループは、空調機器および空調工事の戦略受注に注力するとともに、販売事業を担う当社と連結子会社で製造事業を担う新晃空調工業株式会社、三井鉄工株式会社との合併の準備ならびにその効果を促進する生産性向上を目的とした各種システム投資など、更なる事業基盤の強化および事業効率の向上に努めてまいりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本

国内の良好な事業環境を背景に、製造ラインの稼働効率を最大限にする空調機器の需要の取り込みに注力し、売上高は38,900百万円(前連結会計年度比5.7%増)となりました。利益面におきましては、空調機器および空調工事を中心とした戦略受注の効果から、セグメント利益(営業利益)は9,036百万円(前連結会計年度比45.0%増)となりました。

アジア

中国景気は、長引く米中貿易摩擦の激化などにより不透明感が高まるなか、採算性を重視した販売戦略への切り替えや原価管理の強化などを進めてまいりました。販売面では、高機能型の空調機器に特化して計画段階から提案することで、売上高は5,393百万円(前連結会計年度比28.8%増)となりました。また、利益面におきましては、利益率は改善したものの価格競争激化等の影響が残り、セグメント損失(営業損失)は59百万円(前連結会計年度はセグメント損失894百万

円)となりました。

この結果、当社グループの売上高は44,263百万円(前連結会計年度比8.0%増)となり、利益面におきましては、営業利益は9,008百万円(前連結会計年度比67.5%増)、経常利益は9,526百万円(前連結会計年度比64.9%増)となりました。また、中国連結子会社が保有する一部の固定資産において、減損損失1,038百万円を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は5,996百万円(前連結会計年度比44.3%増)となりました。なお、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、いずれも過去最高益を更新いたしました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は2,197百万円であり、その主なものは国内の新社屋の建設であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の特記すべき資金調達はありません。

4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新築物件について、当面はオリンピックのために持ち越しとなっていた案件や都市圏の開発需要が見込まれ、その後の大型物件といたしましては統合型リゾートやリニア中央新幹線関連の需要が中心になると期待しております。更新物件については、高度経済成長期に建設された高層ビルの建て替えや80年から90年代に建てられた建物の設備更新の時期が到来しております。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景気は急速に後退しており先行きに不透明感が増しているほか、オリンピックの延期に伴い、都市開発プロジェクトの工期の見直し、設備更新など各社の投資計画の延期が懸念されます。また人口減少や働き方改革を背景にした労働者の不足・労務費の上昇が顕著になっており、感染症拡大が及ぼす影響と併せて注視する必要があります。

こうしたなか、当社グループは、合併による製販の文化融合と併せ、個別受注生産方式の強みを次世代型に進化させることを目的として「SIMA (SINKO Innovative Manufacturing of AHU)」プロジェクトを始動いたしました。これは従来からの顧客要望やそれに伴う設計・製造指示、カスタマイズに必要な各種ノウハウをデジタル化し、上流からの情報の一気通貫による設計と生産を融合した、革新的な空調機生産方式を目指すものです。業務プロセスのイノベーション

ンを通じて、個別受注生産特有の品質・コストの二律背反を解消し、新しい製販体制の構築を進めてまいります。

アジア最大の市場である中国では、中長期的にはインフラ投資の拡大が期待されますが、新型コロナウイルスの影響や長引く米中貿易摩擦などによる景気の冷え込みが懸念されます。足元では持ち直しの動きも見られるものの、消費及び固定資産投資が大幅に縮小し、世界経済が悪化するなかで輸出も減少する厳しい状況が続いており、景気動向を注視する必要があります。一方、中国市場では、ここ数年、当社グループの強みが活かせない汎用品の安値受注競争に巻き込まれ、利益の低下を招く要因となっておりました。一方、中国は近年、製造強国、科学技術強国、品質強国といった国策を掲げており、建築分野においても品質を重視したモノの選択がなされるようになってまいりました。

今後は計画段階から高機能型空調機器を提案することにより価格競争を回避し、採算性重視の販売戦略を進めていくほか、原価管理の強化など構造改革に取り組んでまいります。また国内で蓄積したノウハウを積極的に転用し、業績回復に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、何卒一層のご理解とご支援を賜われますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第68期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	第69期 (2017.4.1～ 2018.3.31)	第70期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第71期 (2019.4.1～ 2020.3.31) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	38,578	40,416	40,974	44,263
経常利益 (百万円)	5,669	5,714	5,777	9,526
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,964	3,891	4,155	5,996
1株当たり当期純利益	150円05銭	149円12銭	159円52銭	230円06銭
純資産 (百万円)	36,130	39,716	42,316	46,254
総資産 (百万円)	52,989	59,094	62,170	65,108

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）により算出しております。なお、1株当たり当期純利益を算定するための自己株式数には、第69期より株式付与E S O P信託が保有する当社株式を含めております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第70期の期首から適用しており、第69期（2018年3月期）の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

6. 重要な親会社および子会社

- (1) 親会社との関係
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
新晃空調工業株式会社	195	100	空調機器、冷却塔および関連製品の製作、建築用資材の製造
新晃アトモス株式会社	60	100	空調用設備および消火設備の設計、施工、関連機器の販売、保守点検および整備
千代田ビル管財株式会社	30	100	建物設備全般の総合管理および各種清掃
日本ビー・イー・シー株式会社	300	75	氷蓄熱装置、冷却塔等の販売
上海新晃空調設備股份有限公司	百万中国元 355	50	空調機器の製作、販売

(注) 当社は、2020年4月1日付にて新晃空調工業株式会社を吸収合併いたしました。

- (3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

当社グループは、空調機、ファンコイルユニット等の製造販売および関連工事等の空調機器製造販売事業ならびにビル管理事業等を主たる事業として行っております。

8. 主要な拠点等

- (1) 当 社
本 社 大阪市北区南森町一丁目4番5号
東京本社 東京都中央区日本橋浜町二丁目57番7号
東京支社 東京都中央区日本橋浜町二丁目57番7号
大阪支社 大阪市北区南森町一丁目4番5号
名古屋支社 名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
名古屋三井ビルディング本館
SINKOテクニカルセンター 神奈川県秦野市菩提160番地の1
営 業 所 札幌・東北（仙台市）・九州（福岡市）
- (2) 重要な子会社
国 内 新晃空調工業株式会社 岡山工場、神奈川工場
新晃アトモス株式会社（東京都）
千代田ビル管財株式会社（東京都）
日本ビー・エー・シー株式会社（東京都）
海 外 上海新晃空調設備股份有限公司（中国）
(注) 当社は、2020年4月1日付にて新晃空調工業株式会社を吸収合併いたしました。

9. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,430名	7名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社中国銀行	430
株式会社横浜銀行	361
株式会社三菱UFJ銀行	180
株式会社りそな銀行	175

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 79,850,000株
2. 発行済株式の総数 27,212,263株
3. 株 主 数 17,792名（前期末比 3,027名増 ）
4. 大 株 主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
株式会社明晃	4,507	17.21
ダイキン工業株式会社	1,350	5.15
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,289	4.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,174	4.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	927	3.54
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	626	2.39
日本生命保険相互会社	621	2.37
株式会社りそな銀行	557	2.12
新晃持株会	431	1.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	379	1.44

（注）当社は、自己株式1,026千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。なお、自己株式には、株式付与ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式120千株を含んでおりません。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社の役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重要な兼職の状況等
武 田 昇 三	代表取締役社長兼社長執行役員	新晃空調工業株式会社代表取締役社長 ホーチキ株式会社 監査役（非常勤） 藤田・金山法律事務所代表弁護士
末 永 聡	取締役兼専務執行役員経営企画本部長	
青 田 徳 治	取締役兼常務執行役員管理本部長	
藤 井 明	取締役最高顧問	
板 倉 健 二	取締役兼執行役員中国事業部所管	
桑 野 高 彰	取締役兼執行役員海外事業部所管	
藤 井 智 明	取締役兼執行役員経営企画本部企画・関連事業部長	
道 端 徳 昭	取締役兼執行役員大阪支社長	
谷 口 武 則	取締役	
安 達 美奈子	取締役	
金 田 敬 史	取締役（常勤監査等委員）	
杉 沢 高 志	取締役（常勤監査等委員）	
山 田 積	取締役（監査等委員）	
藤 田 充 也	取締役（監査等委員）	
水 村 健一郎	取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 当社は、2020年4月1日付にて新晃空調工業株式会社を吸収合併いたしました。
2. 取締役安達美奈子、取締役（監査等委員）山田 積、藤田充也および水村健一郎の4氏は、社外取締役であります。
3. 取締役金田敬史および杉沢高志の両氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。
4. 取締役安達美奈子、取締役（監査等委員）山田 積、藤田充也および水村健一郎の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役（監査等委員）水村健一郎氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- 就任
2019年6月25日開催の第70回定時株主総会におきまして、道端徳昭および安達美奈子の両氏が取締役（監査等委員を除く）に選任され就任いたしました。

7. 2020年4月1日付で、次のとおり取締役の地位および担当の異動がありました。

氏 名	変 更 後	変 更 前
谷口 武則	取締役兼専務執行役員 生産本部長	取締役
板倉 健二	取締役	取締役兼執行役員 中国事業部所管
藤井 智明	取締役兼執行役員 経営企画本部 企画・関連事業部長 兼 中国事業部所管	取締役兼執行役員 経営企画本部企画・関連事業部長

8. 当社は、2020年4月1日付にて、連結子会社である新晃空調工業株式会社を吸収合併いたしました。
それに伴い、2020年4月1日現在における兼務者以外の執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
専 務 執 行 役 員	川 中 一	技術本部長
専 務 執 行 役 員	宮 尾 博 之	生産本部神奈川工場長
専 務 執 行 役 員	須 藤 秀 史	生産本部岡山工場長
専 務 執 行 役 員	竹 内 英 雄	生産本部製造統括部長
専 務 執 行 役 員	片 野 嘉 明	生産本部生産改革統括部長
常 務 執 行 役 員	三 輪 隆 康	名古屋支社長
常 務 執 行 役 員	下 山 浩 二	生産本部生産管理統括部長
常 務 執 行 役 員	小 林 伸 次	生産本部製造統括部第一部 製造担当
常 務 執 行 役 員	宮 永 芳 則	生産本部製造統括部第一部 製造担当
執 行 役 員	佐 藤 秀 行	技術本部第一テクニカルセンター長
執 行 役 員	酒 井 芳 明	東京支社長
執 行 役 員	青 柳 泰 之	技術本部第二テクニカルセンター長
執 行 役 員	佐 野 雅 一	技術本部品質管理統括部長
執 行 役 員	北 殿 寿 生	内部監査室長
執 行 役 員	東 浜 慎 二	東京支社副支社長
執 行 役 員	大 槻 昭 仁	名古屋支社副支社長
執 行 役 員	永 留 紀	生産本部技術統括部長
執 行 役 員	畝 原 伸 哉	生産本部生産管理統括部第二部長
執 行 役 員	久 間 涉	技術本部品質管理統括部第二部長
執 行 役 員	茂 田 浩	管理本部神奈川工場統括部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

3. 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員（名）	報酬額（百万円）
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9 (1)	137 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (3)	35 (18)
計	14	172

- (注) 1. 上記支給人員には、無報酬の取締役（監査等委員を除く）1名を除いております。なお、支給人員の計は、実際の支給人数を記載しております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第67回定時株主総会決議において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与とは含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第67回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、6百万円が含まれております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等の関係

取締役安達美奈子氏はホーチキ株式会社の非常勤監査役を兼職しております。なお、当社とホーチキ株式会社との間には、特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）藤田充也氏は藤田・金山法律事務所の代表弁護士を兼職しております。なお、当社と藤田・金山法律事務所との間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

取締役 安達美奈子

2019年6月就任後に開催された取締役会13回の全てに出席し、とりわけ海外事情に精通しており、営業および管理に関して適宜発言しております。

取締役（監査等委員） 山田 積

当事業年度開催の取締役会17回および監査等委員会13回の全てに出席し、長年培われた

企業経営の豊富な経験・見地から、経営全般について適宜発言しております。

取締役（監査等委員） 藤田充也

当事業年度開催の取締役会17回および監査等委員会13回の全てに出席し、弁護士の立場から企業法務に関する深い見識に基づき適宜発言しております。

取締役（監査等委員） 水村健一郎

当事業年度開催の取締役会17回および監査等委員会13回の全てに出席し、出身分野である金融機関で培った豊富な知識・見地から適宜発言しております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記のほか、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合やその他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

(1) 当社および当社子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社取締役会は、当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人が、経営理念および行動規範に則って、法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括する。また、当社取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すとともに、内部統制システムの充実に努める。
- ② 当社取締役会は、コンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築維持に努める。また、コンプライアンス室は、法令・定款および社会規範に違反する行為の発生または発生するおそれを発見した使用人が、直接に連絡と相談をするための窓口とする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に従い適切に保存および管理する。文書および電磁的媒体に記録された情報の効率的な利用と情報セキュリティに関しては、必要に応じて見直しを行う。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを評価し管理するため、リスク管理規程に則って経営リスクを管理する。
- ② 取締役会のほか、業務統括会議において営業上の問題、経営上の問題、海外の事業概況等の諸々の問題を全社的な視点で検討・評価し、当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できるようリスク管理体制の構築および運用を行う。
- ③ 当社グループに危機が生じた際は、当社代表取締役が統括し、管理本部担当取締役が委員長であるリスク管理委員会の指揮のもと対応する。

(4) 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の取締役会は原則月 1 回開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行うとともに、当社グループの取締役等の職務執行状況の監督等を行う。
- ② 執行役員は、取締役会の監督のもと、経営目標が効率的かつ適正に達成されるよう担当業務を執行する。

(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ会社の管理は、関係会社管理規程に基づき担当部署を設置し、管理本部担当取締役が統括する。
- ② 当社代表取締役は代表取締役直轄の内部監査室を設置し、当社グループにおける業務の執行状況の確認・評価を行う。
- ③ 当社代表取締役は、内部監査室から報告を受け、取締役会で当社グループの業務の改善方針について審議を行い必要な対応を指示する。
- ④ 内部監査室は、業務執行状況の確認を通じて発見した改善事項について、各部門等に対して助言を行い、業務の適正を確保するための体制の強化を支援する。

(6) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

経営企画本部担当取締役は、当社グループ会社に対してその業績、財務状況その他営業上の重要な事項などについて、定期的・継続的に報告させるものとする。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を必要とした場合、取締役会で協議のうえ設置するものとしており、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ② 当該使用人は監査等委員会の補助業務に関し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。

(8) 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧等を通じて、会社経営全般の状況を把握する。
- ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員およびその他の使用人は、監査等委員会に対し、以下の事項についてはいつでも報告ができるものとする。また、当社取締役会は、S Kグループ企業倫理相談窓口規程を当社グループ共通の規程として定め、報告をした者に対する不利な取扱いを禁止する旨を定める。
 - イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題
 - ロ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ハ 重要な情報開示事項
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員およびその他の使用人は、監査等委員会が当社の業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査等委員会は、監査等委員会規程および監査等委員会監査等基準に基づき、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら適正な監査を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、SINKOグループ行動規範に反社会的勢力への対応を規定しグループ内に周知するとともに、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

当社の取締役会は、当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人が、経営理念および行動規範に則って、法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括しております。当社およびグループ会社の各事業所において、行動規範を年2回唱和することにより周知徹底に努めており、その実施状況について取締役会に報告しております。また内部統制システムを整備するとともにコンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持に努めております。

なお、当社では、法令違反等の早期発見を目的として「S Kグループコンプラホットライン」を設けており、通報・相談の有無について毎月1回取締役会に報告しております。

(2) リスク管理

当社グループのリスク管理体制は、代表取締役が統括し、管理本部担当取締役が委員長であるリスク管理委員会を設置しております。当社グループに危機が生じた際は、リスク管理委員会の指揮のもと対応することとしております。委員である当社の各事業所長および子会社社長、コンプライアンス室長は、リスク事項の有無にかかわらず、リスクの確認状況を毎月1回委員長に書面で報告し、委員長は取締役会で報告しております。

(3) 取締役の職務の執行

当社は、取締役会を原則月1回開催することとしており、当事業年度におきましては17回開催しております。取締役会では、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行っております。また、取締役会は、業務執行の責任と役割を明確化し、現場レベルでの意思決定を当社の執行役員に委任しており、取締役および執行役員の職務執行状況の監督等を行っております。取締役は、執行役員および製造連結子会社の取締役が出席する業務統括会議など重要な会議へ参加し、執行役員等に対して業務の執行状況の報告を求め監督しております。

(4) グループガバナンス

当社グループ会社の管理は、管理本部担当取締役が統括しており、監査等委員会による監査、内部監査室による内部監査を通じ、当社グループにおける業務の適正を確保しております。

また、社長会を年4回実施し、定期的に各グループ会社の経営状況・財務状況等について必要な報告を受けております。

(5) 監査等委員会の監査

当社の監査等委員会は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧等を通じて、会社経営全般の状況を把握しております。監査等委員会は各事業所および各グループ会社への監査を通じ各事業所長および各グループ会社の経営陣に対して適切に意見を述べるとともに、取締役会に報告を行っております。

また、会計監査人、内部監査室との定期的な意見交換および情報交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。

なお、当事業年度におきましては、監査等委員会を13回開催しております。

(6) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その監査結果について代表取締役および監査等委員会に報告を行っております。また、会計監査人と情報を共有するなど連携を図り、監査の実効性が高まるよう取り組んでおります。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	41,794
現金及び預金	17,447
受取手形及び売掛金	14,341
電子記録債権	6,079
有価証券	2,000
商品及び製品	346
仕掛品	659
原材料	937
その他	913
貸倒引当金	△931
固定資産	23,313
有形固定資産	12,602
建物及び構築物	5,177
機械装置及び運搬具	937
工具、器具及び備品	527
土地	5,864
建設仮勘定	95
無形固定資産	913
ソフトウェア	199
その他	713
投資その他の資産	9,797
投資有価証券	8,000
退職給付に係る資産	17
繰延税金資産	556
その他	1,248
貸倒引当金	△24
資産合計	65,108

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	15,252
支払手形及び買掛金	4,227
電子記録債務	3,035
短期借入金	997
1年内償還予定の社債	500
1年内返済予定の長期借入金	122
未払法人税等	2,073
未払消費税等	608
賞与引当金	649
株主優待引当金	45
その他	2,991
固定負債	3,601
長期借入金	318
繰延税金負債	365
再評価に係る繰延税金負債	838
役員退職慰労引当金	24
株式給付引当金	112
退職給付に係る負債	1,639
長期未払金	264
その他	37
負債合計	18,853
(純資産の部)	
株主資本	42,988
資本金	5,822
資本剰余金	6,076
利益剰余金	32,601
自己株式	△1,512
その他の包括利益累計額	1,225
その他有価証券評価差額金	1,833
土地再評価差額金	△725
為替換算調整勘定	98
退職給付に係る調整累計額	18
非支配株主持分	2,041
純資産合計	46,254
負債・純資産合計	65,108

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		44,263
売上原価		26,324
売上総利益		17,938
販売費及び一般管理費		8,929
営業利益		9,008
営業外収益		
受取利息及び配当金	197	
持分法による投資利益	99	
その他	334	632
営業外費用		
支払利息	15	
その他	98	114
経常利益		9,526
特別損失		
減損損失	1,038	
投資有価証券売却損	47	1,086
税金等調整前当期純利益		8,440
法人税、住民税及び事業税	3,102	
法人税等調整額	△182	2,920
当期純利益		5,519
非支配株主に帰属する当期純損失		476
親会社株主に帰属する当期純利益		5,996

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	5,822	6,075	27,836	△1,522	38,211
当期変動額					
剰余金の配当			△1,230		△1,230
親会社株主に帰属 する当期純利益			5,996		5,996
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		9	10
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	1	4,765	9	4,776
当期末残高	5,822	6,076	32,601	△1,512	42,988

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,053	△725	175	5	1,509	2,594	42,316
当期変動額							
剰余金の配当							△1,230
親会社株主に帰属 する当期純利益							5,996
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							10
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△219		△77	13	△283	△553	△837
当期変動額合計	△219	—	△77	13	△283	△553	3,938
当期末残高	1,833	△725	98	18	1,225	2,041	46,254

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,386	流動負債	8,667
現金及び預金	10,293	支払手形	58
受取手形	1,197	電子記録債務	301
電子記録債権	5,611	買掛金	3,273
売掛金	6,193	短期借入金	650
有価証券	2,000	1年内償還予定の社債	500
製品	7	1年内返済予定の長期借入金	90
原材料	1	未払金	13
前払費用	10	未払費用	1,177
その他	108	未払法人税等	1,648
貸倒引当金	△38	未払消費税等	327
固定資産	26,103	前受金	11
有形固定資産	8,974	預り金	106
建物	3,218	賞与引当金	259
構築物	117	株主優待引当金	45
車両運搬具	1	その他	204
工具、器具及び備品	295	固定負債	5,596
土地	5,286	長期借入金	318
建設仮勘定	53	関係会社長期借入金	3,600
その他	0	繰延税金負債	370
無形固定資産	108	再評価に係る繰延税金負債	838
ソフトウェア	84	株式給付引当金	38
その他	23	退職給付引当金	139
投資その他の資産	17,020	その他	291
投資有価証券	5,894	負債合計	14,264
関係会社株式	10,382	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	28	株主資本	36,463
長期前払費用	13	資本金	5,822
生命保険積立金	620	資本剰余金	6,015
その他	104	資本準備金	1,455
貸倒引当金	△23	その他資本剰余金	4,559
資産合計	51,489	利益剰余金	26,137
		その他利益剰余金	26,137
		別途積立金	2,040
		繰越利益剰余金	24,097
		自己株式	△1,512
		評価・換算差額等	761
		その他有価証券評価差額金	1,487
		土地再評価差額金	△725
		純資産合計	37,224
		負債・純資産合計	51,489

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		25,702
売上原価		13,388
売上総利益		12,313
販売費及び一般管理費		4,740
営業利益		7,572
営業外収益		
受取利息及び配当金	930	
その他	237	1,168
営業外費用		
支払利息	28	
その他	30	58
経常利益		8,682
税引前当期純利益		8,682
法人税、住民税及び事業税	2,415	
法人税等調整額	△35	2,379
当期純利益		6,302

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	5,822	1,455	4,558	6,014
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	1	1
当期末残高	5,822	1,455	4,559	6,015

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,040	19,025	21,065	△1,521	31,380
当期変動額					
剰余金の配当		△1,230	△1,230		△1,230
当期純利益		6,302	6,302		6,302
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				9	10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	5,071	5,071	9	5,082
当期末残高	2,040	24,097	26,137	△1,512	36,463

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,629	△725	904	32,284
当期変動額				
剰余金の配当				△1,230
当期純利益				6,302
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△142		△142	△142
当期変動額合計	△142	—	△142	4,940
当期末残高	1,487	△725	761	37,224

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

新晃工業株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 村 豊 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 谷 間 薫 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新晃工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新晃工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

新晃工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 村 豊 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 谷 間 薫 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新晃工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

新晃工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 金 田 敬 史 ㊞

常勤監査等委員 杉 沢 高 志 ㊞

監査等委員 山 田 積 ㊞

監査等委員 藤 田 充 也 ㊞

監査等委員 水 村 健一郎 ㊞

(注) 監査等委員山田 積、藤田充也及び水村健一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は財務体質の強化および業容拡充を図る一方、株主各位に対しては業績動向を勘案しつつ積極的な利益還元を行っていく所存であります。また、内部留保金につきましては、長期的な視野に立ち、経営体質の強化ならびに将来の事業展開に活用してまいります。

この方針のもと、当期の期末配当金につきましては、普通配当28円に創立70周年記念配当10円を上乗せし、1株につき38円といたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 38円 総額 995,063,098円
(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき前期に比べ15円増配の58円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役会における意思決定の迅速化および監督機能のさらなる強化を図るため、社内取締役を2名減員のうえ社外取締役を1名増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し監査等委員会は妥当と判断し、陳述すべき事項はない旨を確認しております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	出席状況
1	たけ だ しょう ぞう 武田 昇三 再任	代表取締役社長兼社長執行役員	取締役会 17回中17回（100%）
2	すえ なが さとし 末 永 聡 再任	取締役兼専務執行役員 経営企画本部長	取締役会 17回中17回（100%）
3	たに ぐち たけ のり 谷 口 武 則 再任	取締役兼専務執行役員 生産本部長	取締役会 17回中17回（100%）
4	あお た とく じ 青 田 徳 治 再任	取締役兼常務執行役員 管理本部長	取締役会 17回中17回（100%）
5	ふじ い あきら 藤 井 明 再任	取締役最高顧問	取締役会 17回中17回（100%）
6	ふじ い とも あき 藤 井 智 明 再任	取締役兼執行役員 経営企画本部企画・関連事業部長 兼 中国事業部所管	取締役会 17回中17回（100%）
7	みち ばた のり あき 道 端 徳 昭 再任	取締役兼執行役員 大阪支社長	取締役会 13回中13回（100%）
8	あ だち み な こ 安 達 美 奈 子 再任 社外 独立	社外取締役	取締役会 13回中13回（100%）
9	なか がわ よし お 中 川 善 雄 新任 社外 独立	—	—

（注）道端徳昭氏および安達美奈子氏の取締役会出席状況は、2019年6月25日の就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	たけだ しやうぞう 武田 昇三 (1954年12月27日生) 再任	1973年 4 月 当社入社 2006年 4 月 当社執行役員大阪支社副支社長 2007年 4 月 当社管理本部製販業務改革担当 2007年 7 月 当社営業企画室長 2011年 4 月 当社常務執行役員 2011年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 2013年 6 月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）	19,800株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、営業部門および管理部門に携わり、2013年から当社代表取締役社長を務めております。当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	すえなが さとし 末永 聡 (1962年3月8日生) 再任	1984年 4 月 当社入社 2007年 4 月 当社東京支社長 2008年 6 月 当社執行役員 2013年 6 月 当社取締役兼執行役員 2016年 4 月 当社取締役兼常務執行役員 当社経営企画本部長（現任） 2017年 6 月 当社取締役兼専務執行役員（現任）	6,600株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、国内および海外の営業部門に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	たにぐち たけのり 谷口 武則 (1962年2月20日生) 再任	1982年 4 月 岡山新晃工業(株) (現当社) 入社 2007年 7 月 同社取締役製造 1 部長 2013年 6 月 同社取締役兼常務執行役員 総務統括部長兼生産管理統括部長 2016年 6 月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 2017年 6 月 当社取締役 2020年 4 月 当社取締役兼専務執行役員 (現任) 当社生産本部長 (現任)	11,200株
	[取締役候補者とした理由] 同氏は、2016年より当社グループの生産部門である子会社の代表取締役社長を務め、また同社との合併後は当社生産本部長として、業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	あお た とくじ 青田 徳治 (1962年3月1日生) 再任	2011年10月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 目黒支社長 2014年 2 月 当社入社 当社管理本部副本部長 2014年 7 月 当社執行役員 2015年 6 月 当社取締役兼執行役員 2016年 6 月 当社管理本部長 (現任) 2017年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 (現任)	4,100株
	[取締役候補者とした理由] 同氏は、前職において培った金融、経済全般にわたる高い見識を活かし、入社以来、経理・財務関連業務や人事・総務関連業務等の実績を有していることから、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	ふじ い 藤井 (1938年1月28日生) 再任	1962年 6 月 当社入社 当社代表取締役社長 2001年 6 月 当社取締役会長 2006年 4 月 当社取締役相談役 2008年 6 月 当社取締役最高顧問（現任）	6,500株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、長年にわたり当社の経営に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	ふじ い とも あき 藤井 智明 (1974年12月20日生) 再任	1997年 4 月 当社入社 2015年 4 月 当社管理本部情報システム部長 2017年 4 月 当社経営企画本部企画・関連事業部長（現任） 2017年 6 月 当社執行役員（現任） 2018年 6 月 当社取締役（現任） 2020年 4 月 当社中国事業部所管（現任）	26,426株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、管理部門および経営企画部門に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	みち ばた のり あき 道端 徳昭 (1964年12月15日生) 再任	1989年 4 月 当社入社 2008年 4 月 当社大阪支社営業第 1 部長 2013年 7 月 当社大阪支社副支社長 2015年 6 月 当社執行役員（現任） 2016年 4 月 当社大阪支社長（現任） 2019年 6 月 当社取締役（現任）	2,689株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、営業部門に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	あ だ ち み な こ 安達 美奈子 (1956年10月1日生) 再任 社外 独立	1979年 4 月 ホーチキ(株)入社 2006年 6 月 ホーチキヨーロッパ（U K） リミテッド社長 2010年 6 月 ホーチキ(株)取締役 ホーチキ消防科技（北京）有限公司董事長 2012年10月 ホーチキオーストラリア P T Y リミテッド取締 役社長 2013年 4 月 ホーチキ消防科技（北京）有限公司董事長兼総 経理 2015年 6 月 ホーチキ商事(株)代表取締役 2019年 6 月 当社社外取締役（現任） 2019年 6 月 ホーチキ(株)監査役（非常勤）（現任）	一株
[社外取締役候補者とした理由] 同氏は、企業経営の豊富な経験や実績を有し、とりわけ海外での経験が豊富で、当社の経営全般に助言をいただくとともに、経営監督機能の一層の強化が期待できるため、社外取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	ながかわ よしお 中川 善雄 (1956年5月6日生) 新任 社外 独立	1995年 4 月 東京地方検察庁検事 2017年 4 月 大阪高等検察庁検事 2019年 7 月 弁護士登録、静岡県弁護士会入会 2019年11月 中川法律事務所 弁護士（現任）	11,300株
	〔社外取締役候補者とした理由〕 同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、検事・弁護士として培われた豊富な経験と専門知識を、当社の経営ならびに企業価値向上に活かしていただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安達美奈子氏および中川善雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 安達美奈子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 中川善雄氏は、当社取締役最高顧問藤井明氏の三親等の親族であります。
5. 当社は、安達美奈子氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、中川善雄氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、安達美奈子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、中川善雄氏についても、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			当社における地位および担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	かなだ 金田	けいし 敬史	再任	取締役常勤監査等委員	17回中17回 (100%)	13回中13回 (100%)
2	すぎさわ 杉沢	たかし 高志	再任	取締役常勤監査等委員	17回中17回 (100%)	13回中13回 (100%)
3	ふじた 藤田	みつや 充也	再任 社外 独立	取締役監査等委員	17回中17回 (100%)	13回中13回 (100%)
4	みずむら 水村	けんいちろう 健一郎	再任 社外 独立	取締役監査等委員	17回中17回 (100%)	13回中13回 (100%)
5	ひらの 平野	しんいち 伸一	新任 社外 独立	—	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	かなだ けいし 金田 敬史 (1950年7月2日生) 再任	1973年 4 月 当社入社 1998年 4 月 当社管理本部企画部長 2009年 6 月 当社執行役員管理本部企画・人事部長 2011年 6 月 当社管理本部企画・人事部顧問 2012年 2 月 当社管理本部企画・人事部長 2015年 4 月 当社管理本部人事・総務部長 2015年 6 月 当社常勤監査役 2016年 6 月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	6,762株
〔監査等委員である取締役候補者とした理由〕 同氏は入社以来、管理部門において当社経営に携わっており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映することにより、当社の監査・監督機能強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	すぎ さわ たかし 杉沢 高志 (1953年1月3日生) 再任	1971年 3 月 当社入社 1999年 4 月 当社大阪支社営業部営業技術第1部長 2008年 4 月 当社大阪支社副支社長 2011年 4 月 当社執行役員 2015年 6 月 当社大阪支社顧問 2018年 6 月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	9,366株
〔監査等委員である取締役候補者とした理由〕 同氏は入社以来、技術部門に携わり、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映することにより、当社の監査・監督機能強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	ふじ た みつ や 藤田 充也 (1946年8月16日生) 再任 社外 独立	1976年 4 月 大阪地方検察庁検事 2003年 9 月 函館地方検察庁検事正 2005年 1 月 最高検察庁検事 2006年 6 月 弁護士登録、兵庫県弁護士会入会 2007年10月 神戸家庭裁判所調停委員 2008年 3 月 藤田・金山法律事務所代表弁護士（現任） 2014年 6 月 当社取締役 2016年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）	一株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、検事・弁護士として培われた豊富な経験と専門知識を、当社の内部統制の改善ならびにコンプライアンス強化に活かしていただき、同氏から客観的かつ適切なアドバイスが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	みずむら けん いちろう 水村 健一郎 (1955年9月18日生) 再任 社外 独立	2005年 7 月 (株)東京三菱銀行（現(株)三菱ＵＦＪ銀行） 神戸支社長 2007年 6 月 小田急不動産(株)取締役 2017年 1 月 千歳興産(株)常務取締役 2018年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）	一株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関における長年の経験および他社役員としての高い見識と豊富な実績を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野で監査・監督していただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	ひらの 平野 しんいち 伸一 (1956年1月16日生) 新任 社外 独立	1979年4月 朝日麦酒(株) (現 アサヒグループホールディングス(株)) 入社 2011年7月 アサヒビール(株)常務取締役営業統括本部長 2013年3月 同社専務取締役営業統括本部長 2015年3月 同社取締役副社長 2016年3月 同社代表取締役社長 2019年3月 同社代表取締役社長 退任 2020年1月 ギブワークス(株)社外取締役 (現任)	一株
〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由〕 同氏は、他社役員として長年培われた企業経営の豊富な経験や実績、幅広い知見を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野で監査・監督していただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤田充也氏、水村健一郎氏および平野伸一氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 藤田充也氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年（うち監査等委員である社外取締役として4年）となります。
4. 水村健一郎氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社と藤田充也氏および水村健一郎氏の間では、現在、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、平野伸一氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、藤田充也氏および水村健一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、平野伸一氏についても、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開催の時をもって、2019年6月25日開催の第70回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役小西啓右氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
おか お りょう へい 岡尾 竜平 (1979年7月11日生) 社外 独立	2001年10月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所 2005年 7 月 公認会計士登録 2019年 6 月 EY 新日本有限責任監査法人 退所 2019年 7 月 岡尾公認会計士事務所 代表（現任） 2019年 7 月 ㈱Go Public 取締役（現任）	一株

〔補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由〕

同氏は、公認会計士として培われた豊富な経験や幅広い見識を有しており、当社監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

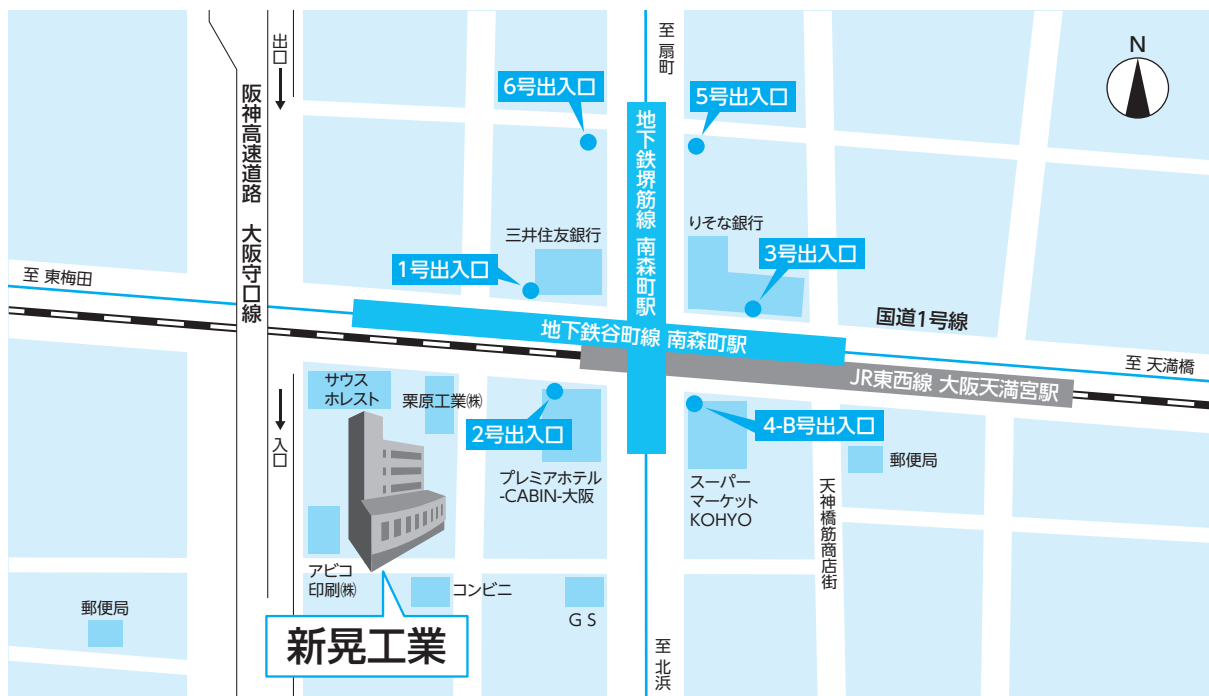
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡尾竜平氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 岡尾竜平氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
4. 岡尾竜平氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場のご案内

会 場

大阪市北区南森町一丁目4番5号
新晃工業株式会社 5階会議室



交通のご案内

J R 東西線「大阪天満宮駅」下車
地下鉄 堺筋線・谷町線「南森町駅」下車
地下鉄側2号出口から徒歩約3分です。

お願い

誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場設備がございませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。